

健生食輸発0220第3号  
令和7年2月20日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和6年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(ベトナム産バナナのアセタミプリド及びきだちとうがらしのイソカルボホス)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和7年2月18日付け健生食輸発0218第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、ベトナム産バナナのモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、ベトナム産きだちとうがらしについてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

なお、ベトナム産バナナのアセタミプリドについては、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いする。

#### 記

##### 1. 別表第2への追加

- ・ベトナム産バナナ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のアセタミプリド

##### 2. 別表第3への追加

- ・ベトナム産バナナ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のアセタミプリド(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「SMART ECO FARM CORPORATION」であるものに限る。)

##### 3. 別表第2から削除

- ・ベトナム産きだちとうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)のイソカルボホス